

京都市環境保全活動センター指定管理者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 環境政策局が所管する京都市環境保全活動センターに係る京都市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（以下「条例」という。）第16条に規定する委員会として、京都市環境保全活動センター指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員4名をもって組織する。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の末日までとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(招集及び議事)

第5条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が存在しないときの委員会は、市長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要があるときは委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

(委員の排斥)

第6条 委員は、自己が次の各号のいずれかに該当するとき、又は父母、祖父母、配偶者、子若しくは兄弟姉妹が次の1号に該当するときは、その議事に加わることができない。

- (1) 現に、従事する業務に直接の利害関係のあるとき。
- (2) 過去において、従事した業務に直接の利害関係のあるとき。

(会議の公開)

第7条 会議は公開とする。ただし、公開するところにより京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報が公になる場合は、委員会の決定により非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、環境政策局環境企画部環境総務課において行う。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。